

京都市告示第 174 号

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則第2条第4項ただし書きの規定に基づき、次のとおり京都市山国診療所及び京都市細野診療所を臨時に休所します。

平成19年 8月 2日

京都市長 榊本 頼兼

臨時休所する診療所及び日

診療所名	臨時休所とする日
京都市山国診療所	平成19年 8月15日(水)
京都市細野診療所	平成19年 8月16日(木)

(京都市立京北病院)